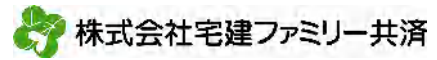


2018年2月4日からの大雪により
被害を受けられた皆さまへ



2018年2月4日からの大雪により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

お客さまからの被害についてのご連絡を下記窓口で承っておりますので、ご案内申し上げます。

宅建ファミリー共済 事故受付センター
フリーダイヤル **0120-0810-75**
24時間・365日受付

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆さまへ

弊社では、2月4日からの大雪により災害救助法が適用されたことに伴いまして、適用地域のご契約者の皆さまを対象に「継続（更新）契約の契約手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予を設ける等の特別措置を実施いたします。本措置の適用をご希望されるお客さまは、下記窓口までお申出ください。

※災害救助法適用都道府県（適用市町村）は下記をご参照ください。

宅建ファミリー共済本社 お客様専用窓口
フリーダイヤル **0120-0810-56**
受付：平日9時～17時（土日祝日を除く）

災害救助法適用 都道府県	適用市町村	法適用日
福井県	福井市（ふくいし） 大野市（おおのし） 勝山市（かつやまし） 鯖江市（さばえし） あわらし市（あわらし） 坂井市（さかいし） 吉田郡永平寺町 （よしだぐんえいへいじちょう） 丹生郡越前町 （にゅうぐんえちぜんちょう）	2月6日
	越前市（えちぜんし）	2月13日

以上